

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 六 年 八 月 一 日

目 次

人事委員会規則

○職員任用に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一
○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(同)	二
○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	二

人事委員会規則

職員任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第九号

職員任用に関する規則の一部を改正する規則

職員任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「環境安全推進企画監」を「環境安全推進企

画監」に、「生涯学習企画監」を「生涯学習企画監」に改める。

画監」に、「生涯学習企画監」を「私学振興監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐阜県人事委員会規則第十号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「環境安全推進企画監」の下にマ環境対策推進企画監」を、「生涯学習企画監」の下にマ私学振興監」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二本庁の項中「環境安全推進企画監」の下に「環境対策推進企画監」を、「生涯学習企画監」の下に「私学振興監」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月一日

岐阜県人事委員会

委員長 栗山 知

岐阜県人事委員会規則第十二号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐卓職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐卓県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の部本庁の項六級の欄に「鑑藏所貯蓄繪巻圖」を「鑑藏所貯蓄繪巻圖、鑑藏所貯蓄繪巻圖」に、「中鑑所貯蓄圖」を「中鑑所貯蓄圖、中鑑所貯蓄圖」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

令和六年八月一日発行

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

発行者	岐阜県
発行所	岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとぴあ十二 岐阜文芸社